

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	海南市 自立支援医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海南市は、自立支援医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

和歌山県海南市長

公表日

令和7年8月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援医療に関する事務
②事務の概要	自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に際し、支給認定申請情報の登録及び所得判定により自己負担上限額の調査を行う
③システムの名称	KKCWEL+(うえるたす)更生・育成医療・精神通院システム、統合宛名システム、中間サーバー、Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援医療受給者台帳ファイル、自立支援医療費情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表117の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表146の項 ■情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、15、20、37、42、75、80、125、144、155、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	くらし部 社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	海南市役所 総務部 総務課 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地 TEL 073-483-8590
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	海南市役所 くらし部 社会福祉課 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地 TEL 073-483-8602
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 マイナンバーのデータが入力されているシステムには、登録されたもののみ閲覧・更新等が可能であり、紛失や誤廃棄などの人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☒ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	管財情報課において職員のアクセス権限の発効・失効の管理を行い、アクセス権限の所有職員は、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離席時のログアウトを徹底する。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5-②所属長	中納 亮介	仲 恭伸	事後	所属長の変更によるものであり重要な変更にあたらない。
平成29年11月6日	I-7	和歌山県海南市日方1525番地6	和歌山県海南市南赤坂11番地	事後	市庁舎の住所変更によるものであり、重要な変更にあたらない。
平成29年11月6日	I-8	和歌山県海南市日方1525番地6	和歌山県海南市南赤坂11番地	事後	市庁舎の住所変更によるものであり、重要な変更にあたらない。
平成31年4月1日	I-5-②所属長の役職名	仲 恭伸	社会福祉課長	事後	様式改正に伴う変更のため
平成31年4月1日	II-1-1いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	様式改正に伴う時点更新のため
平成31年4月1日	II-2-1いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	様式改正に伴う時点更新のため
平成31年4月1日	IVリスク対策	—	項目追加	事後	様式改正に伴う項目追加のため
令和2年1月1日	II-1-1いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	再実施に伴う時点更新のため
令和2年1月1日	II-2-1いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	再実施に伴う時点更新のため
令和3年8月30日	I-4-②	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法改正による号ズレに対応するための更新
令和3年8月30日	II-1-1いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	見直しによる更新のため
令和3年8月30日	II-2-1いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	見直しによる更新のため
令和7年8月29日	I-1-③システムの名称	自立支援医療管理システム、SWAN(宛名)システム、中間サーバー・ソフトウェア	KKCWEL+(うえるたす)更生・育成医療・精神通院システム、統合宛名システム、中間サーバー、Public Medical Hub (PMH)	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更
令和7年8月29日	I-3. 個人番号の利用	番号法別表第一の第84の項	番号法別表117の項	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更
令和7年8月29日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条8号、別表第二の第108、109、110の項	■情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表146の項 ■情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、15、20、37、42、75、80、125、144、155、161の項	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更
令和7年8月29日	II-1-1いつの時点の計数か	令和3年7月1日 時点	令和7年8月1日 時点	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更
令和7年8月29日	II-2-1いつの時点の計数か	令和3年7月1日 時点	令和7年8月1日 時点	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更
令和7年8月29日	IV-8 人手を介在させる作業		追加項目	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更
令和7年8月29日	IV-9. 監査	自己点検	外部監査	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更
令和7年8月29日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策		追加項目	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更